

食安監発 1130 第 1 号
平成 22 年 11 月 30 日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

韓国産ミニカラーピメントの回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりピリメタニル（0.17ppm）を検出し、食品衛生法第 11 条に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに全量通関済との報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されることがないように対応方よろしくをお願いします。また、対応終了後その概要を当課あてご報告いただくようあわせてをお願いします。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第 11 条違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しているところです。

記

品名	ミニカラーピメント
届出数量	30カートン 0.15トン
輸出国	韓国
産地又は製造者	韓国
輸入者	株式会社ワタリ 東京都府中市宮町1-40
届出先	福岡検疫所門司検疫所支所（下関分室）
届出年月日	平成22年11月18日
輸入届出受付番号	第92004224590号2欄
検査結果	ピリメタニル（0.17ppm）検出
違反確定日	平成22年11月26日